

## 令和5年度工事監査の結果（10月～3月実施）

### 1 監査の種類

#### (1) 監査の名称

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施する工事に関する監査（以下「工事監査」という。）

#### (2) 工事監査の概説

工事監査は、監査委員が必要に応じ、地方公共団体の長等によって行われた工事が適法かつ合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったかについて、財務、技術の両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査です。

### 2 監査の目的

本市における公共施設整備工事において、技術士資格を有する専門家の判断を参考として、工事の計画、設計、積算、契約、施工等の妥当性、経済性及び安全性について監査することにより、本市における建設事業の進展に寄与しようとするものです。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事業

令和5年度立野台三丁目送水管改良工事（その2）

#### (2) 対象部課等

上下水道局水道施設課

総務部契約検査課

#### (3) 監査対象事項

技術面及び事務執行面

### 4 監査の実施方法

#### (1) 実施期間

令和5年10月30日から令和6年3月27日まで

#### (2) 実施場所

監査事務局、上下水道局4階A会議室

対象工事現場

(3) 実施方法

ア 実施手順

令和5年度立野台三丁目送水管改良工事(その2)に関する監査について、その着眼点を計画、設計、積算、契約及び施工の5項目としました。

事務執行面は、主に当職が事前調査を行いました。技術面は、技術調査業務を委託した協同組合総合技術士連合から技術士資格を有する田窪厚志氏(以下「技術士」という。)が派遣され、当職立会いのもと、令和6年1月22日に事前調査を実施しました。その後、技術士から提出された令和5年度秦野市公共工事技術調査業務報告書(以下「報告書」という。)を参考として、総括的な監査を行いました。

イ 監査の着眼点

- ① 工事の計画は妥当か等
- ② 事業目的に適合した設計となっているか等
- ③ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか等
- ④ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか等
- ⑤ 工事施工計画は適切か等

5 工事の概要

- (1) 工事場所 秦野市立野台三丁目地内
- (2) 工事内容 工事延長 L = 73 m  
ダクティル鉄管  $\phi 500\text{ mm}$  L = 72.5 m  
路面復旧工 As舗装 A = 293 m<sup>2</sup>

(3) 契約内容

工事請負契約

- ・契約方法 条件付一般競争入札
- ・契約日 令和5年7月26日
- ・工期 令和5年7月27日から  
令和6年2月13日まで
- ・契約金額 22,072,050円
- ・請負業者 秦野市平沢319-5

## 6 監査の結果

技術士から提出された報告書により、次のとおり報告を受けました。

### (1) 総括所見

工事進捗状況が約90%（令和6年1月20日時点）の当該工事について、計画・設計・積算・契約・施工の各段階における関係資料の調査及び現地調査を行い、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する口頭及び資料による回答は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般については是正すべき事項や瑕疵は見当たらず、良好な結果であった。

以上の総括所見のほか、個別調査事項においては、一部注意、要望、検討を要すると言及された項目はあったものの、工事監査の着眼点とした計画、設計、積算、契約及び施工の各項目について、概ね良好であると判断します。また、当職らが行った事務執行面の事前調査についても、適正であると認められたことから、本件工事は、概ね良好な執行状況であると判断します。

## 7 むすび

今回の技術調査における技術士の講評等を参考に、今後も引き続き、公共工事の適正な執行に努めるとともに、市民生活の利便性向上に貢献されることを期待します。